

八潮市告示第137号

八潮市屋外広告物条例（平成19年八潮市条例第3号）第4条第7号及び第8号、第5条第5号並びに第6条の規定により次の区域等を指定したので条例第28条の規定に基づき告示する。

平成19年6月11日

八潮市長 多田 重美

1 禁止地域等

ア 第4条第7号の規定により市長が指定する区間
首都圏新都市鉄道の市内全区間

イ 第4条第8号の規定により市長が指定する区域

(1) 常磐自動車道のうち、県道高速足立三郷線との接合点から東北縦貫自動車道との接合点までの市内全区間の路端から両側200メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

(2) 県道高速足立三郷線の市内全区間の路端から200メートル以内の区域（路面高以下の空間を除く。）

2 禁止物件

第5条第5号の規定により市長が指定する物件

信号機設置の標柱の下端から道路に沿って前後10メートルまでの地点の両側3メートル以内に存する電柱、街灯柱その他電柱に類するもの

3 はり紙等の禁止物件に係る道路

第6条の規定により、市長が指定する道路

国道、県道及び市道の市内全区間

[解説]

- ・禁止地域等、アにおける「首都圏新都市鉄道」は、通称「つくばエクスプレス線」です。
- ・禁止地域等、イ、(1)における「常磐自動車道のうち、県道高速足立三郷線との接合点から東北縦貫自動車道との接合点」は、通称「東京外環自動車道」です。
- ・禁止物件は下図に示す区域にある電柱等です。

